

平成 20 年 11 月 21 日

金融庁 監督局総務課金融会社室 御中

全 国 銀 行 協 会

「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係12 電子債権記録機関関係)(案)」
に対する意見について

今般、当協会では、平成 20 年 10 月 23 日付で公表された標記案に
対する意見書を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜り
ますようお願い申し上げます。

以 上

「事務ガイドライン(第三分冊：金融会社関係 12 電子債権記録機関関係) (案)」に対する意見

平成 20 年 11 月 21 日

全国銀行協会

項目	意見	理由等
<p>- 1 - 1 - 2 主な着眼点</p>	<p>全銀協で検討しているスキームは、「間接アクセス方式」として、利用者と記録機関の間に立って参加金融機関がデータの授受等を行うことを想定している。このスキームでは、本人確認、事前審査(反社チェック)、疑わしい取引の確認(マネロンチェック)等を参加金融機関において行うことを想定しており、本事務ガイドラインに基づく評価(対応部署の設置、届出、手続制定、データベース構築等)については、委受託関係等を通じて記録機関・参加金融機関双方の態勢を総合的に判断することとしていただきたい。 また、警察・弁護士等との連携においては、業務委託する銀行等と連携し体制を構築することで問題ないことを確認したい。</p>	<p>間接アクセス方式を前提とした場合には、電子債権記録機関においては顧客と取引するにあたっての実質的な審査は行わず、電子債権記録業の一部の委託を受けた各窓口金融機関が実質的な審査を行うこととなるため、スキームに合わせた柔軟な対応を要請するもの。</p>
<p>- 2 - 2 - 1 業務規程の周知等</p>	<p>間接アクセス方式では、利用者が窓口となる参加金融機関を選択することが可能であり、取引関係やアクセス方式などを含めて利用者の選択に委ねられる。したがって、利用者が簡単に操作ができるインターフェース構築など、利用者のIT環境への配慮のための措置については、電子債権記録機関ではなく、そのようなアクセス方式を提供する委託先である各窓口金融機関において当該提供内容にかかる適切な措置を講じるという態勢とすべきである。 また、この場合に、スキーム全体としては、上述のようにアクセス方式の選択の確保がされていることを前提にIT環境のない利用者への配慮のための措置を講じることとし、個別の参加金融機関においては、利用者に対するサービス提供方法の多様性を確保すべく、電子的手段のみでの手続提供について許容いただきたい。</p>	<p>間接アクセス方式では、利用者が取引関係や自己のIT環境などに応じてアクセス方式を含む参加金融機関を選択できるようにすることを想定しており、電子債権記録機関においては利用者の利便性をこのような間接的な方法で確保するものである。この利便性確保の観点から、間接アクセス方式を採用することとしており、結果として記録機関は顧客と取引するにあたって直接的な接点がなく、電子債権記録業の一部の委託を受けた各窓口金融機関が利用者とは直接接点をもつことになるスキームであって、このようなスキームの実現のため柔軟な対応を要請するもの。</p>

項 目	意見	理由等
- 2 - 2 - 2 差別的取扱いの禁止	<p>全銀協で検討しているスキームでは、複数の参加金融機関が同一の利用者にサービスを提供することが想定される。各参加金融機関のサービス内容や取引内容に応じて手数料に差異が生じることが、差別的取扱いに該当しないことを明確にしていきたい。</p>	<p>本事務ガイドラインは全銀協が想定している間接参加型スキームを前提としていないことから、スキームに合わせた柔軟な対応を要請するもの。</p>

以 上